



外務省
MOFA Japan

国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約

ハーグ条約って なんだろう？



外務省

これでわかる! ハーグ条約



わかりやすく説明しますので
最後まで読んでくださいね!

日本は国境を越えた「子の連れ去り」に対処することを目的とした「国際的な子の奪取」民事上の側面に関する条約

いわゆるハーグ条約を締結し、2014年4月1日から発効することになりました…

ねえねえパパ、最近テレビや新聞で「ハーグ条約」ってみるけど、これってなんなの?

お、はぐ坊、新聞なんて読んでえらいなあ

ハーグ条約は、はぐ坊が生まれる前の1980年に国際的な子の連れ去りを防ぐことを目的として作られた国と国どうしの約束だよ

ハーグ
オランダ
ベルギー
ドイツ

ふーん

で、「子の連れ去り」とか「奪取」って何?

「ハーグ条約」に入るとどうなるの?

子っていうけど、僕にも関係あるの~?

質問がいっぱいだなあ

説明するから食べてから話そうね★

おねった★
早っ

まず
「子の連れ去り」っていうのは…

例えば、国際結婚をした夫婦が不仲になってしまった場合に、片方の親がもう一方の親の同意を得ずに子どもを外国に連れ去ってしまうことなんだ

連れ去られた子どもは、違う国にきて、元の国に残されたもう片方の親や、友達、話していた言葉といった慣れ親しんだ環境から引きはなされてしまう

確かに、いきなり外国にいったらどうなるんだろう

そこで、連れ去られた子どもの利益のために子どもを元の国に戻すための国際協力の仕組みを定めたのがハーグ条約なんだよ

よかったです

ハーグ条約
友達とも別れないといけないし学校もかわるんだよね…







もちろん、十分に成熟した子どもが返還を拒んだり、元々住んでいた国に帰ることで子どもの心身に害悪が及ぶ重大な危険がある場合は、返還がされないこともあるんだよ



ちなみに条約では返還拒否事由は、右のように規定されているんだ

ハーブ条約の返還拒否事由一覧

- 連れ去りから1年以上経過した後に裁判所への申立てがされ、かつ子が新たな環境に適応している場合
- 申請者が連れ去り時に現実に監護の権利を行使していなかった場合
- 申請者が事前の同意又は事後の默認をしていた場合
- 返還により子が心身に害悪を受け、又は他の耐え難い状態に置かれることとなる重大な危険がある場合
- 子が返還を拒み、かつ該当子が、その意見を考慮するに足る十分な年齢・成熟度に達している場合
- 返還の要請を受けた国における人権及び基本的自由の保護に関する基本原則により返還が認められない場合

いろいろあるんだ…

それから、もちろんアメリカに帰っても必ずしもお父さんのとともに戻されるわけじゃないし、これから誰がマイケルと暮らすかなどは、アメリカの裁判所で改めて決定されることになるんだよ



だったらJ子さんは、最初から連れ去りなんてしないで、



アメリカで裁判をしておけばよかったんじゃないかな??

もちろん、それぞれの家族にはいろんな理由や背景があるからいちがいに何が最もよかったか、ということは簡単ではないよね

言葉の壁、文化の違い、
法的手続きの複雑さ、などなど…



でも、やっぱり、片方の親にだまって子どもに会わせなくしてしまるのはよくないよね

パパも突然はぐ方に会えなくなってしまった、すごく悲しいなあ

苦しいよ、パパ…





このように、ハーグ条約は、子の利益を一番に考えて子の連れ去りを防止することを目的としています。日本では、2014年4月1日から発効します。詳細は、外務省ホームページをご覧ください。<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/hague/index.html>

日本のハーグ条約締結によって変わること

ケース

1

日本からの連れ去り



①連れ去りが発生



②返還の申立て

条約に基づいて、
A国に子の返還を
求めることができる。

ケース

3

外国に住む親に対する渡航制限



連れ去られる
恐れないなら
大丈夫か…



C国



①子を連れての一時帰国を申請

ケース

2

日本への連れ去り



①連れ去りが発生



②返還の申立て

条約に基づいて、
日本に子の返還を
求めることができる。

帰国できる!

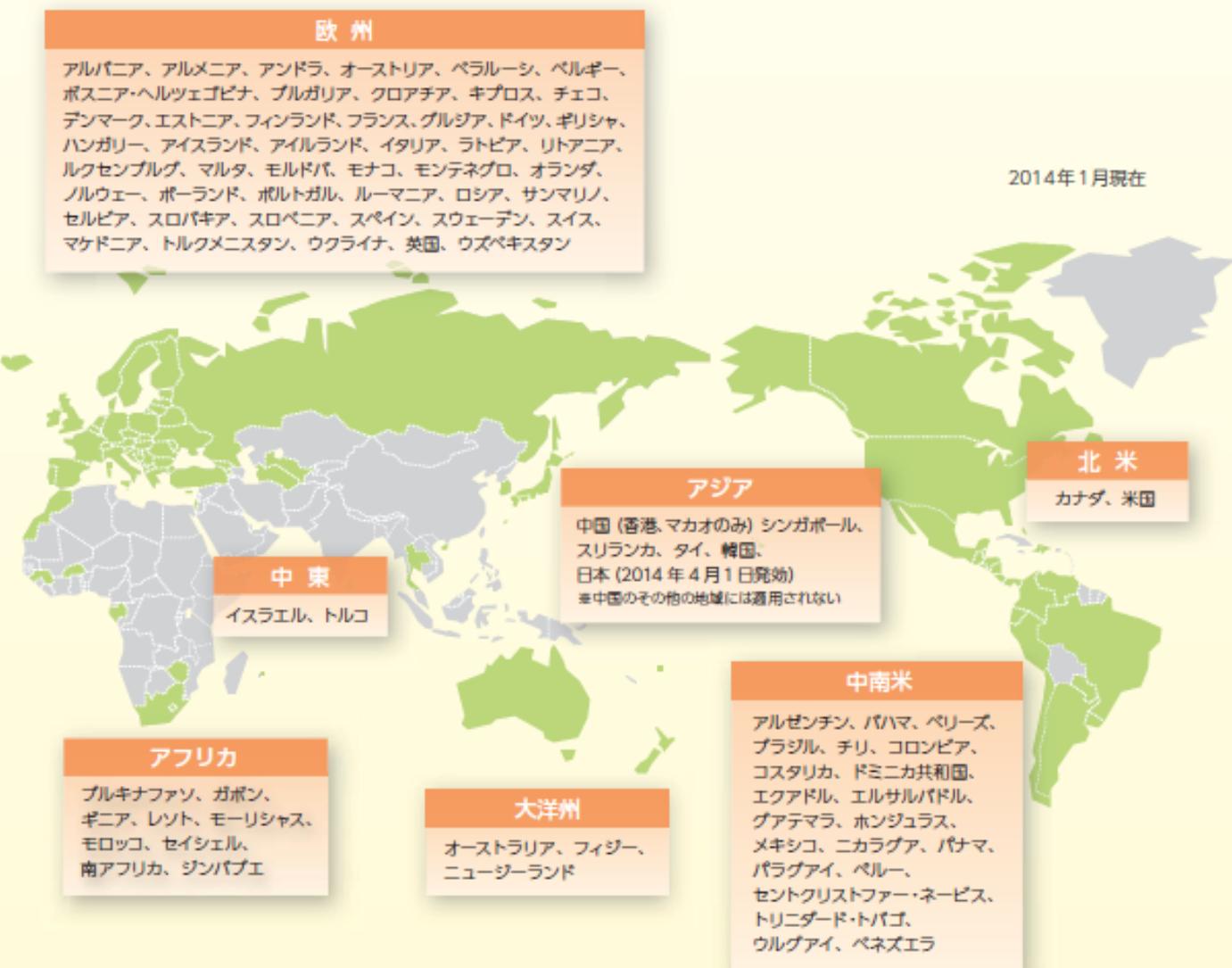
子を返還する手立てが
あるため、連れ去りの恐れが減り、
また一時帰国が不許可に
なるような可能性も低い。

ハーグ条約のポイント

- 1 ハーグ条約は、国境を越えた子の不法な連れ去り等にのみ適用されます。
- 2 ハーグ条約では、父親、母親及び子の国籍は関係ありません。子が国境を越えた形で不法に連れ去られていれば、日本人同士であっても適用される可能性があります。
- 3 返還の申立て手続きにおいては、親権や監護権の帰属については決定しません。
- 4 日本において条約が発効する前(2014年4月1日以前)に行われた子の連れ去り事案については、条約上の返還命令手続は適用されません。(ただし、面会交流については対象となります)
- 5 ハーグ条約が適用されるのは、連れ去り先、連れ去り元の国が双方ハーグ条約の締約国である場合です。

■ ハーグ条約締約国

計91か国(以下地域ごとにアルファベット順)



Q&A

Q1 条約が発効する前に子の連れ去りが起きた場合、ハーブ条約の適用対象になるのでしょうか？

A1 子の国境を越えた連れ去りが日本においてハーブ条約が発効する平成26年4月1日よりも前に行われた場合には、ハーブ条約に基づき、子を元々居住していた国へ返還することを求めるすることはできません。ただし、条約が発効する前に子の連れ去りが起きた場合であっても、条約に基づき、子との面会交流を実現するための援助を要請することは可能です。



Q2 元配偶者が無断で子を日本から海外へ連れ去ってしまったのですがどうしたら良いでしょうか？

A2 子が連れ去られた先の国がハーブ条約締約国である場合には、子を日本へ返還するための支援や子との面会交流を実現させるための支援を日本や海外の中央当局に対し申請することができます。日本の中央当局（外務省ハーブ条約室）への申請方法の詳細につきましては、外務省HPをご覧ください。
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/hague/index.html>



Q3 条約の対象となる子は何歳でしょうか？

A3 16歳未満の子が対象となります。



Q4 日本へ子を連れて帰りたいのですが、再度元の居住国に戻った場合逮捕される危険性はあるのでしょうか？

A4 国によっては、他の親権者の同意なく子を国外へ連れ出すことも誘拐罪等に問われ、逮捕されることもあります（米、英、仏、豪等）。そのようなことが起きないよう子を連れて日本に帰ることを希望する場合は、まず現地の弁護士等に相談してください。



Q&A

Q5 DV被害者に対する配慮や支援はあるのでしょうか？

A5 ハーブ条約が適用されても、必ずしも子を返還しなければならないわけではなく、子の返還を求める親が子に対し暴力等を振るうおそれがあったり、もう一方の親に対して、子に悪影響を与えるような暴力等を振るうおそれ等の事情があれば、返還の拒否が認められることがあります（詳細は、5ページを参照下さい）。なお、外務省ハーブ条約室では、ハーブ条約の実施にあたってDV被害者の方に適切な対応ができるような専門家を職員として採用している他、在外公館においてもDV被害者に対する支援を強化しています（詳細は、Q6を参照下さい）。



Q6 家庭内での問題を抱えている方に対して在外公館はどのような支援をしてくれるのでしょうか？

A6 日本の在外公館では、家庭問題への対応の強化として以下のサービスを行っています。詳しくはお近くの在外公館にご相談下さい。

- 家族法や渉外民事専門の弁護士（可能な限り日本語が通じる弁護士）や各種窓口（調停、面会交流、DV被害者支援団体、通訳・翻訳家等）の紹介
- 安全が懸念される場合の現地関係機関への通報・要請
- 家庭問題に関する在外公館への相談内容の記録の作成及び要請がある場合の相談者への提供

Q7 中央当局は子連れ去り問題の友好的な解決を実現するためにどのような支援をしてくれるのでしょうか？

A7 日本の中央当局（外務省ハーブ条約室）では、当事者間の連絡の仲介、裁判外紛争解決手続（ADR）機関の紹介、弁護士紹介制度の案内、面会交流支援機関の紹介等の支援を行います。また、経済的な困難を抱えた方は、弁護士費用等の貸付制度である民事法律扶助制度も利用できます。民事法律扶助制度の詳細については、日本司法支援センター（通称：法テラス）のHPをご覧ください。

URL: <http://www.houterasu.or.jp/>



ハーグ条約って なんだろう？



中央当局

外務省領事局ハーグ条約室

〒100-8919 東京都千代田区霞ヶ関 2-2-1

TEL: 03-5501-8466

URL: <http://www.mofa.go.jp/mofaj/galko/hague/Index.html>

E-mail: hagueconventionjapan@mofa.go.jp

在外公館

下記在外公館リストをご覧下さい。

URL: <http://www.mofa.go.jp/mofaj/annual/zalgal/list/Index.html>

日本弁護士連合会

〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関 1 丁目 1-3

弁護士会館 15 階

TEL: 03-3580-9841(代表)

URL: <http://www.nichibenten.or.jp/>

裁判所

(1) 東京家庭裁判所

〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関 1 丁目 1-2

TEL: 03-3502-8311

URL: <http://www.courts.go.jp/tokyo-t/>

(2) 大阪家庭裁判所

〒540-5321 大阪府大阪市中央区大手前 4-1-13

TEL: 06-6943-5321

URL: <http://www.courts.go.jp/osaka/>

日本司法支援センター(法テラス)

〒164-8721 東京都中野区本町 1-32-2

ハーモニータワー 8F

TEL: 0570-078374 (法テラスサポートダイヤル)

URL: <http://www.houterasu.or.jp/>